

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が**無償**となります

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設
- ・ 保育所等訪問支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

無償化対象期間	対象者
2019年（令和元年）10月1日～ 2022年（令和4年）3月31日	2015年（平成27年）4月2日～ 2016年（平成28年）4月1日生まれ
2020年（令和2年）4月1日～ 2023年（令和5年）3月31日	2016年（平成28年）4月2日～ 2017年（平成29年）4月1日生まれ
2021年（令和3年）4月1日～ 2024年（令和6年）3月31日	2017年（平成29年）4月2日～ 2018年（平成30年）4月1日生まれ
2022年（令和4年）4月1日～ 2025年（令和7年）3月31日	2018年（平成30年）4月2日～ 2019年（平成31年）4月1日生まれ

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

お問い合わせ先：徳島市 健康福祉部 障害福祉課

TEL: 088-621-5171